

2018年11月6日

株式会社 ピアラ

代表取締役社長 飛鳥 貴雄

問合せ先： 取締役管理本部長 山口 渉 03-6820-0700

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させるとともに、ステークホルダーの信頼を維持するものと考えております。そのためには、迅速な意思決定や適切な業務執行と共に、経営の健全性と透明性を高める公正な経営システムを構築し、実施・機能させることが極めて重要な経営課題と位置付け、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全て実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
FLYING BIRD 株式会社	924,800	29.53
飛鳥 貴雄	832,000	26.57
B Dash Fund 3 号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 B Dash Ventures 株式会社代表取締役社長 渡邊洋行	400,000	12.77
根来 伸吉	175,600	5.61
山口 渉	175,600	5.61
三菱UFJキャピタル6号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役社長 半田宗樹	133,320	4.26
Vector Group International Limited Director Keiji Nishie	66,000	2.11
SBS ホールディングス株式会社	40,040	1.28
株式会社 エボラブルアジア	40,000	1.28

代表取締役 吉村 英毅		
リンキンオリエント第一号投資事業有限責任組合 無限責任 組合員 株式会社リンキンオリエント・インベストメント 代 表取締役 田島克洋	26,640	0.85

支配株主名	飛鳥貴雄
-------	------

親会社名	—
------	---

補足説明

FLYING BIRD 株式会社は、当社代表取締役社長飛鳥貴雄の資産管理を目的とする会社であり、飛鳥貴雄により議決権の過半数を所有されております。
---

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主と取引を行なう際は、取引理由、取引の必然性、取引条件等につき、法令や社内規程に基づき十分に検討したうえで、取引可否の意思決定を行なうこととしております。また、取引を行なう場合には、当社との関連性を有さない第三者との取引における通常の一般取引と同様の条件であることを前提とし、少数株主の権利を害することのないよう適切に対処してまいります。
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。
-------------

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大山 俊介	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大山 俊介	○	—	上場企業における経営に関わる幅広い経験、事業拡大フェーズにおける経営ノウハウ、組織のマネジメント、海外戦略など、今後の成長戦略における経営全般の助言・提言を期待して選任しております。また、同氏と当社間に特別な利害関係等はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れのない独立役員として適任

			であると判断しております。
--	--	--	---------------

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	上限の定めはない
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>監査役と内部監査担当は、日々情報を共有することで非常勤監査役に対しても積極的に活動結果を説明しております。また監査役会に内部監査担当者が定期的に参加しております。</p> <p>監査役と監査法人については、往査時の日常的コミュニケーションや三様監査を通じて監査日程及び項目の確認、会計方針に係る意見交換や確認を行っております。</p> <p>内部監査と監査法人については、往査時の日常的コミュニケーションや三様監査を通じて主に内部監査や内部統制の業務手続きに問題がないか等の意見交換を行っております。</p>
---

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
杉野 剛史	公認会計士										△			
蒲 俊郎	弁護士													
青山 格雄	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉野剛史	○	社外監査役の杉野剛史氏は当社が業務委託契約を締結していた株式会社 MID の従業員で、当社の担当として従事しておりました。なお、平成 26 年 4 月以降は取引関係を有しておらず、今後も取引を行う予定はございません。また、平成 26 年 4 月に同氏は同社を退職しております。	公認会計士の資格を有しており、会計面について豊富な知識を有していることからその経歴と経験を活かして頂く事で、より効果的に監査機能を強化し得ると考え、社外監査役として選任しております。また、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれの無い独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
蒲俊郎	○	該当事項はありません。	弁護士の資格を有しており、法律面について豊富な知識を有していることからその経歴と経験を活かして頂く事で、より効果的に監査機能を強化し得ると考え、社外監査役として選任しております。また、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれの無い独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
青山格雄	○	該当事項はありません。	公認会計士の資格を有しており、会計面について豊富な知識を有していることからその経歴と経験を活かして頂く事で、より効果的に監査機能を強化し得ると考

			え、社外監査役として選任しております。 また、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれの無い独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
--	--	--	--

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

現在、社外取締役1名、社外監査役3名を選任しております。
------------------------------

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対するインセンティブを高めるとともに、当社の中長期的な企業価値向上を目的として、ストックオプションを付与しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,社外監査役,執行役員,従業員,子会社の取締役,子会社の従業員,その他
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

業績向上に対するインセンティブを高めるとともに、当社の中長期的な企業価値向上を目的として、当社への貢献状況・職務の執行状況等を総合的に勘案し、ストックオプションを付与しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示はしていません。
-------------------------------------

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会において決議された報酬限度額内で、取締役については取締役会の決議により決定しており、監査役については監査役の協議により決定しております。
---

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは管理本部が行っており、必要に応じて資料の提供や事前説明を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### (a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名（うち社外取締役1名）で構成されております。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款及び法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

### (b) 監査役及び監査役会

当社の監査役会は3名（うち社外監査役3名）で構成され、1名が常勤監査役であります。社外監査役には公認会計士2名、弁護士1名を含んでおります。監査役は取締役会その他の社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査役は監査計画に基づいて監査を実施し、監査役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

### (c) 経営会議

当社では、取締役、執行役員並びに各部門の部門長の他、必要に応じて代表取締役社長が指名する者が参加する経営会議を設置し、1ヵ月に2回程度開催しております。経営会議は会社業務の円滑な運営を図ることを目的としております。具体的には、各部門から業務執行状況及び事業実績の報告がなされ、事業ドメインと市場機会に沿った投資や資源配分、内部管理体制の充実及び、重要事項の指示・伝達を行うとともに、経営課題の認識の統一を図り、全社的な調整や対策ができる仕組みとなっております。

### (d) 内部監査

当社では代表取締役社長に指名された内部監査担当者1名が内部監査を実施しております。内部監査人は事業の適正性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査対象となった各事業本部等に対して業務改善等のための指摘を行い、改善状況について後日フォローアップし、確認しております。

### (e) 会計監査人

当社は有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査のほか、会計上の課題について、随時狭義を行う等、適正な会計処理に努めております。

### (f) コンプライアンス・リスク委員会

当社では、コンプライアンス推進にかかわる課題、対応策を審議、承認するとともに、必要な情報の共有化を諮ることを目的としてコンプライアンス・リスク委員会を設置しております。コンプライアンス・リスク委員会は、代表取締役社長を委員長としており、原則として3ヶ月に一度開催され、コンプライアンスに係る取組みの推進、社内研修等の実施のほか、コンプライアンス違反事項の定期報告の実施等を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の健全性等の向上及び経営環境の変化に迅速に意思決定を行うことができる体制として、現状のコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

当社では監査役3名中3名を社外監査役としており、その3名が取締役会へ出席して必要な意見を述べております。常勤監査役は当社の重要な会議に出席し、業務執行が適正に行われていることを監査しており、非常勤監査役とも随時情報交換を行っております。また、上場企業において幅広い経験を有している社外取締役1名を選任することにより、経営に対する監視機能を保持できているものと考えており、十分な取締役会の牽制及び監査機能が整備されているものと判断しております。当社は社外取締役及び社外監査役がコーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能及び役割として、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるための牽制機能を期待しており、独立性を有する社外取締役1名及び社外監査役3名により、取締役の業務執行の監督機能向上を図り、会計や法令等に精通している立場から助言や提言を行うことで、経営の健全性を確保できる体制としております。

現在の当社の企業規模や事業内容から、透明性の高い意思決定、迅速な業務執行及び監査の実効性を担保するためには、現体制が最適であると判断しておりますが、将来的にはコーポレート・ガバナンス体制の強化という観点から、社外取締役の増員等について検討していく方針であります。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を避け、多くの株主が株主総会に出席できるように日程調整に留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使	今後検討すべき事項と考えております。



使環境向上に向けた取組み	
招集通知(要約)の英文での提供	現時点で英文招集通知の提供予定はありませんが、事務負担及び費用、並びに今後の外国人株主の状況等を総合的に勘案し検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上に IR 専用サイトを開設し、当該サイト内で開示することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に開催していくことを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社のホームページ上に IR 専用サイトを開設し、決算情報、適時開示情報などを掲載する予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	当社の IR 活動は管理本部を担当部署として行なう予定です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はコンプライアンスの統制方針を定めることを目的とした「ピアラ行動規範」を制定しており、当社全職員に対し、コンプライアンスを重視させ、高い倫理観をもって業務に取り組ませることにより、ステークホルダーに対して、良識ある行動を取るよう心がけております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策	株主をはじめとしたステークホルダーに必要となる適時・適切な会社情報の開示を迅速かつ正確に公平に行なえる社内体制の充実に努めてまいります。

定

## IV. 内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

i) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 当社は、当社及び当社グループの役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため「ピアラ行動規範」を制定し、取締役自らがこれを遵守するとともに、代表取締役社長がその精神を使用人に反復伝達します。

b. 当社は、コンプライアンス・リスク委員会、稟議制度、契約書類の法務審査制度、内部監査及び法律顧問による助言等の諸制度を柱とするコンプライアンス体制を構築し、取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保しております。

c. 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行うこととしております。

d. 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査することとしております。

e. コンプライアンス・リスク委員会は、当社グループにおいて万が一不正行為が発生した場合は、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえてコンプライアンス責任者は、再発防止策の展開等の活動を推進します。

f. 法令違反その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、通報窓口を設け、「公益通報規程」に基づき適切な運用を行います。

g. 役職員の法令違反については、「就業規則」等に基づき、処罰の対象とすることとしております。

ii) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理のための体制

a. 取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の情報については「情報管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティマネジメントシステムを確立します。情報セキュリティに関する具体的施策については、「内部情報管理責任者」が取締役、執行役員、部長等と検討し、当社グループで横断的に推進します。

b. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」、「個人情報管理基本規程」、「インサイダー取引防止に関する規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。

iii) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 当社は「ピアラ行動規範」を上位概念としながらも、「コンプライアンス・リスク委員会」及び「コンプライアンス規程」「公益通報規程」を設置、制定することで、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。

b. 当社は、「リスク管理規程」に掲げる基本方針に従いリスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的発展を確保しております。

iv) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。

b. 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行することとしております。

c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会決議により、取締役の担当職務を明確化するとともに、「組織規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役・使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図っております。

v) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 当社グループの総合的かつ健全な発展を図り、業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」及び「職務権限規程」を制定し、子会社の事業運営に関する重要な事項については当社の承認を必要とすることとしております。

b. 当社グループは「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営を管理し、事業の適正を確保しております。また「ピアラ行動規範」及び「コンプライアンス規程」に基づき、当社グループが直面する様々なリスクを一元管理し、コンプライアンス・リスク委員会を設置してリスク管理体制を強化しております。

c. 当社グループの経営課題に対する共通認識を持ち、グループ企業価値最大化に向けた経営を行うため、子会社に当社取締役を派遣する体制を採っております。

d. 当社は「ピアラ行動規範」「コンプライアンス規程」「関連会社管理規程」を通じて、子会社の遵法体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行っております。

e. 親子間取引における不適切な取引および会計処理を防止するため、監査役会、会計監査人および内部監査室が連携して監査体制を整備し、企業集団における業務の適正を確保しております。

vi) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

a. 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な使用人を監査役付として配置致します。

b. 取締役からの独立性を強化するため、監査役を補助すべき使用人の業績考課、人事異動、賞罰の決定については事前に監査役の同意を得なければならないものとします。

c. 監査役の職務を補助する使用人は、他部門へ協力体制の確保を依頼できるものとします。また、監査役の代理出席を含む必要な会議へ参加できるものとします。その他、必要な情報収集権限を付与しません。

## vii) 役職員が監査役に報告するための体制

- a. 当社は、取締役会のほか、その他重要会議体への監査役の出席を求めるとともに、業績等会社の業務の状況を担当部門により監査役へ定期的に報告します。
- b. 監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行っております。
- c. 「公益通報規程」に基づき、監査役に相談する内部通報窓口を設置しております。
- d. 監査役は、子会社の稟議書や財務諸表を閲覧し、必要に応じて子会社の取締役、使用人等に説明を求めることができます。
- e. 子会社の取締役、使用人等は、会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとします。
- f. 監査役は必要に応じて内部監査室に内部監査の状況等の説明を求めることができます。

## viii) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 「公益通報規程」において、報告者に不利益が及ばないよう配慮しております。
- b. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。
- c. 代表取締役社長は、監査役会と定期的に情報交換を行うものとし、当社グループの経営の状況に関する情報の共有化を図っております。
- d. 監査役より稟議書その他の重要文書の閲覧の要請がある場合は、当該要請に基づき、担当部門が直接対応し、その詳細につき報告を行います。
- e. 内部監査や会計監査人とも三様監査等を通じて情報の共有化を図っております。

## ix) 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上を図っております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

## a. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

当社は「ピアラ行動規範」において反社会勢力などと一切関係を持たないことを定め、その遵守を取締役及び従業員の義務としています。

## b. 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

当社は「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力等対応マニュアル」を整備するとともに、公共機関等から情報収集・交換が出来る体制を構築し、新規取引先との取引を開始する前、役職員の採用・選

任の前に、日経テレコンやインターネットによる検索等を行ない、反社会的勢力等との関わりが無いか確認を行なうなど、反社会的勢力の排除に寄与することとしております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

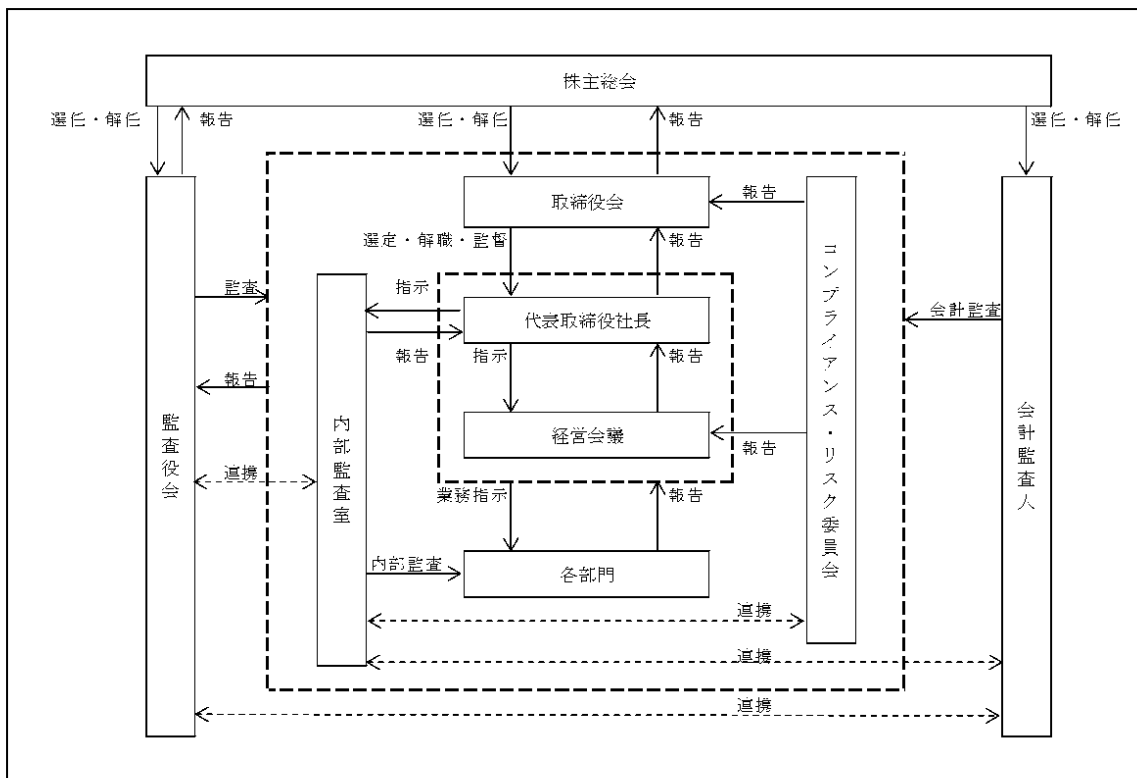
該当項目に関する補足説明

当社では現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、将来は検討を要する課題となることも考えられます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

